

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 従業員に対する接待費

Q : 当社では、営業マンの士気を高めるために、社長自ら成績優秀な営業社員を数名引き連れて、盛り場の高級クラブで慰労会を行っています。その費用は年間で200万円ほどにもなりますが、社員の士気高揚のためには必要な出費と考えています。この費用は福利厚生費として損金になるのでしょうか。

A : ご質問の費用は、交際費等として損金不算入の対象になると思われます。

【解説】

法人税では、交際費等にあたる支出については、期末資本金額が5千万円を越える会社ならば全額が、期末資本金額が5千万円以下の会社ならば一定の限度額を超える部分の金額が、損金不算入とされています。

税法上、交際費等とは、得意先・仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待・供応・慰安・贈答などのために支出する費用をいいますが、この「事業に関係のある者等」には、会社外部の人だけでなく、従業員や役員、株主なども含まれます。

従業員に対する慰労会などの費用については、全従業員に対しておおむね一律に、社内において供与される通常の飲食に要する費用は、福利厚生費にあたるとされています。

しかし、ご質問の場合、特定の従業員だけを対象としており、開催場所や金額の面でも社会通念上一般的に行われている慰労会とはほど遠いと考えられますので、従業員を接待したものとして、交際費等にあたると考えられます。

